

海洋再生可能エネルギー普及啓発事業実行委員会
規 約

(名称)

第1条 本会は、海洋再生可能エネルギー普及啓発事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、長崎県における海洋再生可能エネルギー研究開発事業の現状と将来展望を広く周知するとともに、若い世代に海洋関連技術に関する興味と関心を喚起する事業を行うことで、海洋再生可能エネルギー関連産業の振興と海洋産業を担う人材の育成・確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ワークショップ、啓発事業の企画、実施に関する事
- (2) 県内の高校生及び大学生を海洋再生可能エネルギー分野における海外の先進地域に派遣する事業（以下、「長崎海洋大使派遣事業」という。）の企画、実施に関する事
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 実行委員会は、第2条の目的に賛同する自治体、大学、経済団体等をもって構成する。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

会長 1名
副会長 1名

2 会長及び副会長は、会議において選任する。

3 会長及び副会長は、委員の互選とする。

(委員及び監事)

第6条 実行委員会に、委員及び監事を置く。

2 委員及び監事は、会長が委嘱する。

3 監事は、委員又はこの実行委員会の事務局を兼ねることができない。

(職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

3 委員は、会務を審議し運営する。

4 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

(任期)

第8条 会長、副会長、委員及び監事の任期は、実行委員会の解散の日までとする。ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。

(顧問)

第9条 実行委員会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、実行委員会の運営について意見を述べることができる。

(会議)

第10条 会議は、会長、副会長及び委員（以下「委員等」という。）をもって構成する。

2 顧問及び監事は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第11条 会議は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 事業の計画および実施に関すること

(2) 事業の進行管理および報告に関すること

(3) この規約の改正に関すること

(4) その他実行委員会の運営及び目的達成に必要な事項

(招集)

第12条 会議は、会長が招集し、会長を議長とする。

(議決等)

第13条 会議は、委員等の過半数の出席をもって成立し、議事は出席した委員等の過半数でこれを決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由により会議に出席できない委員等は、代理人に表決を委任することができる。この場合において、前項の適用については会議に出席したものとみなす。

(先決処分)

第14条 会長は、会議を招集する暇がないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを会議に報告し、その同意を求めなければならない。

(事務局)

第15条 実行委員会の事務処理は、特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会の事務局（以下、「事務局」という。）が行う。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第17条 実行委員会は、会議の決議により解散する。

2 前項の規定により解散するときは、委員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、実行委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成 29 年 7 月 27 日から施行する。
- 2 この実行委員会の設立当初の委員は、次に掲げる者とする。

会長	経塚	雄策
副会長	松岡	和彦
委員	今村	晃
同	川原	進一
同	小柳	哲也
同	高嶋	進
同	長嶋	大樹
同	濱口	誠
同	松浦	正己
同	柳生	義人
同	吉田	憲司
監事	中村	政博
- 3 この実行委員会の設立当初の事業年度は、第 16 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。